

令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条に基づき、令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(指定機関)

第2条 知事は、補助金交付事務の円滑な遂行を図るため、交付事務の一部について、当該事務の遂行能力を有すると認められる機関（以下「指定機関」という。）を指定して委託するものとする。

(書類提出の方法)

第3条 この要領により知事に提出する書類は、指定機関への持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達日の証明ができるもの）とする。

(蓄電池設備（創エネ型）に係る事前申込書及び交付申請書（兼実績報告書）)

第4条 要綱第5条第1項の規定により、蓄電池設備（創エネ型）に係る補助金の事前申込に当たり指定機関に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 受付期間 |
|----------------------------|-----|----|---------------------------|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金事前申込書 | 第1号 | 1部 | 令和4年4月1日から 令和4年7月29日まで |

2 前項の事前申込書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 蓄電池設備本体の概要（メーカー、型番、容量等）がわかる資料
 - (2) 補助対象設備の補助対象経費がわかる見積内訳書等の写し
 - (3) 申込時点での状況に応じ、以下①～③のいずれかの書類
 - ① 既に電力受給開始している場合、電力会社との電力受給契約確認書の写し
 - ② 電力受給開始前で、既に固定価格買取制度（F I T）の事業計画認定を受けている場合、電子申請サイトから出力した認定通知書の写し
 - ③ 固定価格買取制度（F I T）の事業計画認定前で、受付期間内までに申請を行った場合、電子申請サイトから出力した申請書及び電子申請サイトの認定一覧画面の写し
- ※ 事前申込書の提出までに、必ずF I T申請を行うこと。

(4) その他知事が必要と認めるもの

3 要綱第5条第5項の規定により、蓄電池設備（創エネ型）に係る補助金の交付申請及び実績報告に当たり知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|----------------------------|-----|----|--|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金事業実績書 | 第2号 | 1部 | 電力受給開始日後30日を経過する日 又は令和5年3月31日のいずれか早い日（既に電力受給開始しているものは、受理決定通知後30日以内） |

※事業完了日（工事完成日）は、補助対象設備の設置工事を終え、同時に新規導入する太陽光発電設備について電力会社との受給契約に基づき売電を開始する日とする。

4 前項の補助金事業実績書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。なお、事前申込書と重複する書類についても再度添付すること。

- (1) 補助事業者本人の住民票の原本又は会社謄本の原本（現在事項証明書）
（提出日から3か月以内に発行されたもの）
 - (2) 補助事業の実施状況を示す以下のカラー写真
 - ① 蓄電池設備本体の品番ラベル
 - ② 蓄電池設備が正常稼働していることが確認できる表示モニター等
 - ③ 設置したパワーコンディショナの品番ラベル
（メーカー、定格出力、型式が判然とするもの。複数台設置の場合はすべて。）
 - ④ 既築物件の場合、足場を組んでおらず、かつ太陽電池モジュールを設置していない状態の屋根面
 - ⑤ 既築物件の場合、太陽電池モジュール設置前の建物全体
※④、⑤の写真が添付できない場合、(3)及び(9)により、太陽電池モジュールを新たに同時導入のため購入したことが挙証できること。
 - ⑥ 太陽電池モジュール設置後の屋根面
（設置されたすべての枚数が確認できるもの）
※写真によりすべての枚数が確認できない場合は、補足としてシステム（モジュール）配置図を添付すること
※集合住宅に設置した場合は、各戸のシステムが判るように写真に記載の上、システム（モジュール）配置図を添付すること
 - ⑦ 連系点（インバータ（パワーコンディショナ）と余剰電力販売用電力量計が接続された宅内配線の分電盤の設置場所）の建物（住宅）の建物全体
 - (3) 補助事業の実施に係る領収書の写し
（補助事業者が法人にあっては、補助事業者自身が発行したものは認めない）
※補助事業者が補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できること
 - (4) 電力会社との電力受給契約確認書の写し
※電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類のコピーでも可。設置したパワーコンディショナの型式がわかる書類も添付すること。また、売電開始日の変更など変更契約を行った場合、変更前の書類も添付すること。
 - (5) 導入した全ての太陽電池モジュールの出力対比表の写し
（原則としてメーカー発行のもの）
※発行の無いメーカーの場合は、出力対比表（参考様式2）に製造番号票等（型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写しを、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付すること
 - (6) 口座振替申出書（参考様式1）
 - (7) 預金通帳の写し
 - (8) 申請者が補助対象設備を設置する建物等の所有者と賃貸借契約を締結している場合は、当該設備設置に係る所有者の承諾書、賃貸借契約書の写し及び法定耐用年数にわたり設備を使用する旨を記載した確認書（任意様式）
 - (9) 補助対象経費に係る見積内訳等の写し
 - (10) 山形県民CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林^{もり}の会」の参加申込書
 - (11) その他知事が必要と認めるもの
- 3 補助金交付申請額は、要綱第4条の規定により算出される額とする。

（蓄電池設備（地産地消型）、木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置、地中熱利用装置及びV2H設備に係る補助金交付申請書）

第5条 要綱第6条第1項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期間 |
|----------------------------|-----|----|---------------------------|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金交付申請書 | 第3号 | 1部 | 令和4年4月1日から 令和5年2月28日まで |
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金事業計画書 | 第4号 | 1部 | |

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象設備設置前の状況がわかるカラー写真（新築の場合は図面等）
- (2) 木質バイオマス燃焼機器の場合、設備設置前の建物外観の四方位（東西南北）の状況がわかるカラー写真（増設の場合、既設設備に係る煙突の状況を含むこと）
- (3) 補助対象設備のカタログ等、仕様（出力、燃料消費量、消費電力）がわかる資料
- (4) 工事請負契約書の写し（補助対象設備に係るものすべて）
- (5) 補助対象設備の補助対象経費がわかる見積内訳書等の写し
- (6) 申請者が補助対象設備を設置する建物等の所有者と賃貸借契約を締結している場合は、当該設備設置に係る所有者の承諾書、賃貸借契約書の写し及び法定耐用年数にわたり設備を使用する旨を記載した確認書（任意様式）
- (7) 地中熱利用融雪装置において、ヒートポンプを利用しない方式（散水方式を除く）を設置する場合、設置するものがCOP3.0以上の水準であることを証明する確認書（様式任意）（1㎡あたりの融雪に必要とする熱量及び地下水を汲み上げるために要する消費電力がわかるもの、必要水量、水源計画、配管経路などを記載すること。）
- (8) 口座振替申出書（参考様式1）
- (9) 預金通帳の写し
- (10) 木質ペレットを燃料とした木質バイオマス燃焼機器及び蓄電池設備（地産地消型）を導入する場合、山形県民CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林の会」の参加申込書
- (11) 木質バイオマス燃焼機器の場合、使用方法に係る確認書
- (12) 蓄電池設備（地産地消型）の場合、パワーコンディショナの品番ラベル（メーカー、定格出力、型式がわかること。複数台設置の場合はすべて。）がわかる資料のほか、太陽光発電設備が既設であることがわかる資料
（受給開始日が交付申請日以前であることを証する電力受給契約確認書、太陽電池モジュールの出力対比表等）
※太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの写真等、既設であることが挙証できること
- (13) V2H設備を導入するもので太陽光発電設備が既設である場合、太陽光発電設備が既設であることがわかる資料
- (14) その他知事が必要と認めるもの

3 補助金交付申請額は、要綱第4条の規定により算出される額とする。

（蓄電池設備（地産地消型）、木質バイオマス燃焼機器、太陽熱利用装置、地中熱利用装置及びV2H設備に係る補助金実績報告書）

第6条 要綱第6条第5項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|----------------------------|-----|----|--|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金実績報告書 | 第5号 | 1部 | 設置工事の完成の日後30日を経過する日 又は令和5年3月31日のいずれか早い日 |
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金事業実績書 | 第6号 | 1部 | |

※事業完了日（工事完成日）は、補助対象設備に係る設置工事の完成の日とする。

2 前項の補助金実績報告書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業の実施状況（設置した設備の設置状況が確認できるもの。）を示すカラー写真
- (2) 補助対象設備が設置された建物全体写真
- (3) 木質バイオマス燃焼機器の場合、設備設置後の建物外観の四方位（東西南北）の状況がわかるカラー写真（煙突の状況を含むこと）
- (4) 補助事業の実施に係る領収書の写し（補助事業者が法人にあつては、補助事業者自身が発行したものは認めない。）

※補助事業者が補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できること

- (5) 補助事業者が、個人の場合は補助事業者本人の住民票の原本、法人の場合は会社謄本の原本（現在事項証明書）（提出日から3か月以内に発行されたもの）
- (6) V2H設備を導入するもので太陽光発電設備を新設する場合、電力会社との電力供給契約確認書の写し

※工事完了日までに提出できない場合、令和5年3月31日までに提出すること

※電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類のコピーでも可。設置したパワーコンディショナの型式がわかる書類も添付すること

- (7) V2H設備を導入するもので太陽光発電設備を新設する場合、導入した全ての太陽電池モジュールの出力対比表の写し（原則としてメーカー発行のもの）

※発行の無いメーカーの場合は、出力対比表（参考様式2）に製造番号票等（型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの）の写しを、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付すること

- (8) 蓄電池設備（地産地消型）の場合、蓄電池設備の品番ラベルのカラー写真
- (9) その他知事が必要と認めるもの

（事業計画変更承認申請書）

第7条 要綱第8条第2項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|----------------------------------|-----|----|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金事業計画変更承認申請書 | 第7号 | 1部 |

2 前項の事業計画変更承認申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 変更契約書の写し（変更契約を行った場合）
- (2) その他知事が必要と認めるもの

（事業中止（廃止）承認申請書）

第8条 要綱第8条第4項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|------------------------------------|-----|----|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金事業中止（廃止）承認申請書 | 第8号 | 1部 |

2 前項の事業中止（廃止）承認申請書に添付すべき書類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 県の交付決定の通知

（事業承継承認申請書）

第9条 要綱第8条第5項の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|--------------------------------|-----|----|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金事業承継承認申請書 | 第9号 | 1部 |

(財産処分承認申請書)

第10条 要綱第8条第6項第4号の規定により知事に提出する書類は、次に定めるところによる。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|--------------------------------|------|----|
| 令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金財産処分承認申請書 | 第10号 | 1部 |

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。